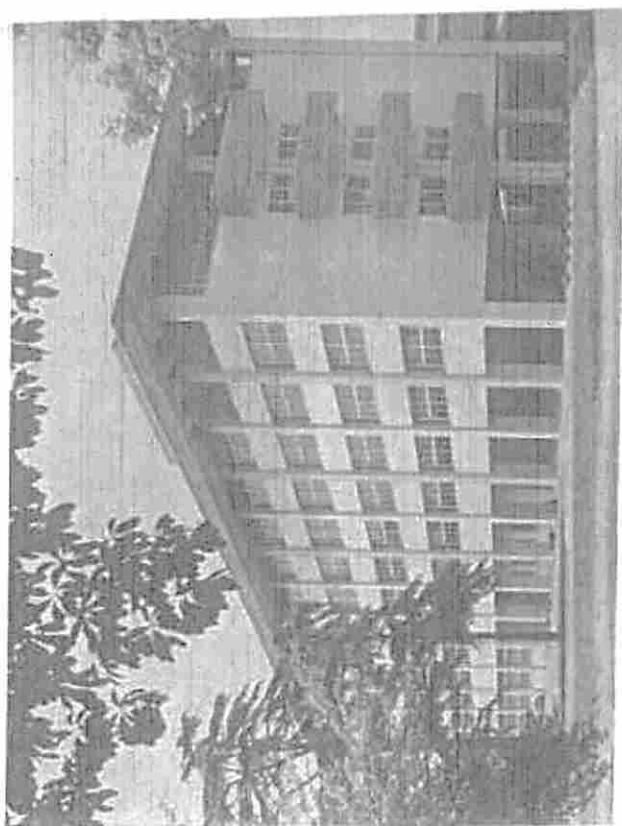


司法研修所要覽

SHIHO KENSHUSHO YORAN
LEGAL TRAINING AND RESEARCH
INSTITUTE HANDBOOK

1972-73

1972-73



Feb. 1972

目 次

沿革	(一頁)
施設	(五頁)
関係法規通達等	(七頁)
一 裁判所法抜き	(七頁)
二 司法研修所規則	(六頁)
三 司法修習運営諮問委員会規則	(二一頁)
四 司法研修所規程	(二五頁)
五 司法研修所事務局分課規程	(二〇頁)
六 司法修習生に関する規則	(二〇頁)
七 司法修習生に関する規則第六条の運用について	(二一頁)
八 長期病欠司法修習生の罷免等に 関する取り扱いについて	(二九頁)
付録	(一頁)
全期会の誕生を祝う 前沢忠成	(三九頁)
全期会の発足に際して	(四〇頁)
全期会会則	(四一頁)
全期会会則説明	(四二頁)
九 司法修習生の規律等に関する規程	(三九頁)
一〇 司法修習生指導要綱	(四三頁)
一一 司法修習生考試委員会規則	(五八頁)
一二 司法研修所松戸分室在寮準則	(五九頁)
一三 司法研修所図書室利用案内	(六〇頁)
一四 司法修習生のバッジに関する規程	(六一頁)
昭和四七年度司法修習生採用選考要項	(六二頁)
司法研修所職員名簿	(六五頁)
司法修習生修了者数一覧表	(七〇頁)
案内図	(七二頁)

沿革

昭和一四年七月六日 勅令第四四五号をもつて、司法研修所の前身ともいべき「司法研究所」が司法省の中に設置され、判検事の研究および司法官試補の修習に関する事項を所管することとなる（ただし職時中は事实上その機能を停止した）。

昭和二二年五月一五日 勅令第二六九号をもつて司法研究所を廃し、新たに司法省に「司法研修所」が設置され、從来司法研究所の所管した事項を承繼するとともに、裁判所書記その他司法部内職員の研修に関する事項をも所管することとなる。

昭和二二年五月三日 新憲法の施行に伴い、裁判所法第一四条により、裁判官その他裁判所職員の研修と司法修習に関する事項を所管するため、現在の司法研修所が最高裁判所に設置された。

一〇月一四日 初代所長前沢忠成就任。

一二月一日 港区芝高輪南町旧毛利侯邸を仮庁舎として、第一期司法修習生の一部につき修習を開始。

昭和二三年六月三〇日 千代田区紀尾井町三番地（住居表示制度の実施により昭和三九年八月一日から「文京区白山二丁目三番一〇号」に変更された）に司法研修所小石川分室（寄宿寮）の一部たる本部および中寮の一棟が竣工、第一期司法修習生は仮寄宿寮（龍野川旧陸軍第一造兵廠建物）からこれに移転。

五月一七日 第一期司法修習生（昭和二二年度採用）の修習終了式を挙行。

沿革

- 昭和二五年
三月二〇日 司法研修所小石川分室全棟完成。
- 三月三一日 第二期司法修習生（昭和二三年度採用）の修習終了式を挙行。
- 四月一五日 裁判所書記官研修所の設置に伴い、從來の所管のうち、裁判所書記官その他の裁判所職員の研修に関する事項を同研修所に移管。
- 五月八日 「裁判官特別研究」に関する事項を所管することとなる。
- 昭和二六年
三月一五日 裁判官特別研究のための特別講堂などを増築。
- 三月三一日 第三期司法修習生（昭和二四年度採用）の修習終了式を挙行。
- 昭和二七年
三月三一日 第四期司法修習生（昭和二五年度採用）の修習終了式を挙行。
- 五月三〇日 所長前沢忠成転出。
- 六月一日 二代所長松田二郎就任。
- 一九二九年
六月一日 創立五周年記念式を挙行。
- 昭和二八年
四月六日 第五期司法修習生（昭和二六年度採用）の修習終了式を挙行。
- 四月八日 第六期司法修習生（昭和二七年度採用）の修習終了式を挙行。
- 七月一日 司法修習生指導要綱を制定。
- 昭和三〇年
四月七日 第七期司法修習生（昭和二八年度採用）の修習終了式を挙行。
- 四月五日 第八期司法修習生（昭和二九年度採用）の修習終了式を挙行。
- 昭和三一年
四月一日 第五講堂などを増築。
- 昭和三二年
四月一日 第五講堂などを増築。
- 昭和三三年
四月四日 第九期司法修習生（昭和三〇年度採用）の修習終了式を挙行。
- 一二月一日 創立一〇周年記念式を挙行。
- 昭和三四年
四月三日 第一〇期司法修習生（昭和三一年度採用）の修習終了式を挙行。
- 九月二十四日 所長松田二郎転出。
- 三代所長安倍忠就任。
- 昭和三五年
四月六日 第一期司法修習生（昭和三二年度採用）の修習終了式を挙行。
- 一〇月二七日 国告臺などを増築。
- 昭和三六年
四月七日 第二期司法修習生（昭和三三年度採用）の修習終了式を挙行。
- 四月一三日 第三期司法修習生（昭和三四年度採用）の修習終了式を挙行。
- 四月九日 第一期司法修習生（昭和三五年度採用）の修習終了式を挙行。
- 九月二十四日 所長安倍忠退任。
- 一〇月一六日 四代所長相島一之就任。
- 一二月一日 創立一五周年記念式を挙行。
- 昭和三八年
三月三〇日 第四講堂などの増改築および中講堂を第六、第七講堂に増改築。
- 四月八日 第一期司法修習生（昭和三八年度採用）の修習終了式を挙行。
- 三月二〇日 第二、第三講堂を第一、第二、第三講堂に増改築。
- 四月九日 第二期司法修習生（昭和三七年度採用）の修習終了式を挙行。
- 一〇月一九日 所長相島一之転出。
- 一一月七日 五代所長鈴木忠一就任。
- 昭和四〇年
四月八日 第一期司法修習生（昭和三八年度採用）の修習終了式を挙行。
- 昭和四一年
四月七日 第一期司法修習生（昭和三九年度採用）の修習終了式を挙行。
- 昭和四二年
三月三〇日 松戸市新作三六八番地に司法研修所松戸分室（合宿舎）完成。
- 四月六日 第一期司法修習生（昭和四〇年度採用）の修習終了式を挙行。

昭和四二年 七月二〇日 合宿舎を松戸分室に移転して、小石川分室を廃す。

二月 一日 創立二〇周年記念式を挙行。

昭和四三年 四月 四日 第二期司法修習生（昭和四一年度採用）の修習終了式を挙行。

昭和四四年 四月 七日 第二期司法修習生（昭和四二年度採用）の修習終了式を挙行。

昭和四五五年 四月 七日 第三期司法修習生（昭和四三年度採用）の修習終了式を挙行。

九月二五日 所長鈴木忠一退任。

一〇月 五日 六代所長守田直就任。

昭和四六年 三月二〇日 文京区湯島四丁目六番六号（旧裁判所書記官研修所跡）に新庁舎竣工。

四月 五日 第二期司法修習生（昭和四四年度採用）の修習終了。

四月 八日 文京区湯島四丁目六番六号の新庁舎に移転。

六月 一日 新庁舎の落成式を挙行。

七月 一日 第二期司法修習生（昭和四四年七月採用）の修習終了式を挙行。

機構

一 司法研修所は、裁判官および司法修習生の人格識見の向上、司法に関する理論と実務の研究または修得を指導するため、最高裁判所に設置された機関であつて（「司法研修所規程第一条」後出三三頁）、司法研修所教官の中から補せられた司法研修所長が、最高裁判所長官の監督を受けてその事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

司法研修所の職員は、裁判官の研究および鑑定ならびに司法修習生の修習の指導を直接担当する司法研修所教官と、司法研修所の庶務を処理する事務局の職員とに大別される。

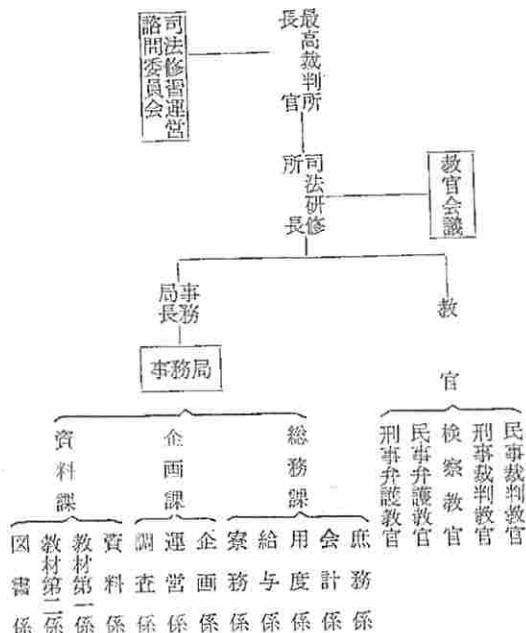
所長以外の教官は、司法修習生の修習科目である民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の五科目のいずれかを専任しており、その担当する事務について少なくとも一〇年以上の実務の経験をもつ判事、検事、弁護士がこれにあてられる。

事務局は、司法研修所事務局分課規程（後出三四頁）にもとづいて司法研修所の庶務全般を分掌している。事務局長は、判事または判事補をもつてあら（司法行政上の職務に関する規則）、所長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

以上を図示すれば、次のとおりである。

校

六



二 前述のようすに、司法研修所は、裁判官の研究と司法修習生の修習指導との二つの事務を担当するが、その運営

(1) 司法修習生の修習指導に関する必要な事項は司法研修所長が定めるが、そのうち修習の企画その他重要な事項を定めるには、所長を議長とする教官会議の議を経る。その実施についての具体的な細目は、各科目の教官

がそれぞれ協議のうえ定める。

最高裁判所におかれている司法修習運営諮詢委員会は最高裁判所の諮問に応じ、修習についての規定を定めた(「司法修習運営諮詢委員会規則」後出三二頁)、樹立および実施に関する重要事項を調査審議する機関であつて、「司法修習運営諮詢委員会規則」(後出三二頁)によれば、右委員会の答申は、最高裁判所長官の司法研修所長に対する監督の内容に織り込まれることになる。

（四）裁判官の研究および研修に因る実施計画について
施に当つては、所長がその内容により民事裁判教官または刑事裁判教官と協議のうえ、日程、研究の方法などを決定し、民、刑の裁判教官がその実施を担当する。

業
務

第一 司法修習生の修習

旧憲法のもとにおいては、判事と検事の養成を目的とする司法官試補の制度があり、それとは別に弁護士養成のために弁護士試補の制度があつて、いずれも修習期間は一年六ヶ月であつた。新憲法のもとにおいては、法官一休の要請に応えて、裁判官、検察官または弁護士のいずれを志望するにせよ、司法修習生として少なくとも二年間修習をしなければならないことになり（裁判所法第六七条）司法研修所がその修習に関する事務を主管することになった。

以下司法修習生の採用から修習を終えるまでの過程の概略を説明し、それによつて修習制度の全貌を紹介することとする。

業務

昭和二四年五月、従来行なわれていた高等試験（司法科）が廃止され、司法試験がこれに代つて実施されるよ

うになった。司法修習生は、この試験に合格した者のうちから最高裁判所が命ずるのであるが（裁判所法第六条）、合格年度のいかんを問わないし、また旧高等試験司法科に合格した者も同様である。

二 修 習

1 司法修習生に関する規則（後出三五頁以下）によれば、司法修習生の修習目的は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官または弁護士にふさわしい品位と能力を備える」ことにある。司法修習生の二年間の修習は、この理想をできるかぎり実現するために行なわれなければならない。まず第一に留意すべきことは、司法修習生の修習は、法律実務家すなわち裁判官、検察官または弁護士となるべき者の修習であることである。そして法律実務家は、いずれも「生きた事件」を取り扱うものであるが、「生きた事件」は一見簡単に見えるものでも複雑な社会関係から生じたものであつて、決して簡単ではない。「生きた事件」の事実関係をいかに把握し、いかに判断するかということが、法律実務家の仕事の中核を形成するのであり、これに関する修習こそ司法修習生の修習の中心をなすものである。この点において、司法修習生の修習は単なる法律理論の探究と趣を異にする。しかし、法律実務家の仕事は、本来学問的理論的因素を充分に含むものであつて、この面の研究を軽視すべきでないことも当然であり、要は、実務に即した学問、実務に即した理論であるべきことである。

第二に、司法修習生の修習は、専門家となるための修業である。いずれの職業分野であつても、専門の道の修業は決してはたら見るような容易なものではない。法律実務家たるための修業も同様である。ことに、いずれの専門も技術的な面を多分に伴うものであるが、法律実務家たるためにも多くの技術の修練を必要とする。司法修習生は、この技術的な面を軽視してはならない。要は、技術を重んじつ、その技術の奉仕すべき目的を見失わないことである。

第三に留意すべきことは、司法研修所が、單に裁判官だけの養成機関でもなく、同様に検察官あるいは弁護

士だけの養成機関でもなく、広く法律実務家を養成するための機関であるということである。司法修習生は、将来の志望のいかんにかかわらず、裁判、検察および弁護の三部門について、虚心坦懐、偏らない修習をするよう心掛けなければならない。かくすることによつて司法修習生は、将来そのうちいすれの道をとるにせよ、法曹全体に対する理解を深め、「法曹は一つである」とことを体得するにいたるのである。法曹一体の認識こそ、司法研修所のなし遂げてきた最大の功績である、といえよう。

2 新たに採用された司法修習生は、司法研修所で四ヶ月間のいわゆる前期修習を行なう。前期修習終了後、あらかじめ司法研修所長の定めた実務修習地において、裁判所八ヶ月、検察院四ヶ月、弁護士会四ヶ月の実務修習を行ない、これが終ると再び司法研修所に帰つて、四ヶ月間の、いわゆる後期修習をすることになる（ただし、昭和三七年度からは、前期修習三・五ヶ月、後期修習四・五ヶ月とされている）。司法修習生の修習指導の方針については「司法修習生指導要綱」（後出四三頁）が制定されていて、これに則つた指導が行なわれている。

（1）司法研修所での前期の修習においては、司法修習生は、約五〇名を一組として編成され、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護および刑事弁護の各教官一名ずつ計五名の教官が各組の担当教官となつて修習指導にあたる。

この前期の修習は、まず裁判、検察および弁護制度の機構と、その手続の概略を実務の面から説明し、その各々の使命を明らかにすることから出発する。そこでは、大学で学んだ法律学と、司法研修所で行なう実務に即した修習との関係、ことに、法律実務は、すでに確定された事実に対して法律を適用してゆくものではなく、まず生きた事実をいかに把握し、いかに判断し、確定するかが重点であることが強調される。教材は実際に存在した事件記録を印刷したもの（修習記録とよんでいる）を用い、修習は講義と討論と文書作成（後述）とその講評とを主眼としている。これを民事裁判の修習についていえば、訴状から最終の口頭弁

論までの記録、すなわち訴状、答弁書、準備書面、各種の申請書、口頭弁論調査、証人調査などの一切の書類を具えた記録がそのために用いられ、まずその記録の読み方の指導から始まり、その記録のうちにある事実関係の把握、法律問題の検討、証明や証人尋問の巧拙などを、この記録を通じて学び、さらに、思惟を整頓するために、この記録に即して文書（たとえば、判決書。ただし、単に形式に重点をおくものではない）を作成し、あわせて思想表現の技術の訓練を行なう。この修習方法はケースに即した修習である。これと並行して商事、行政、労働事件、保全処分事件などについての講義も行なわれる。刑事裁判、検察、民事弁護および刑事弁護の修習方法は、各々その特色があるが、趣旨は民事裁判の修習と同様である。

なおそのほか、英、独、仏等の外国法律書の輪読や共同研究、法律実務家として必要な補助科学、すなわち法医学、精神医学、犯罪心理学、会計学などについて各専門家の講義があり、一般教養科目として経済、文学、美術、自然科学などの講演や絵画・音楽、能楽の鑑賞、各種映画の上映ならびに手形交換所、刑務所、近代的生産工場などの見学が行なわれる。もつとも時間の関係上、これらは十分とはいえないが、司法研修所の期待するところは、これらが契機となつて司法修習生が各般のことに関心と興味を持つにいたることである。ほかにレクリエーションとして、ソフトボール大会などが日程に織り込まれている。

(2) 実務修習会における修習の順序は各地の指導連絡委員会が決定するので〔司法修習生指導要綱〕第一章第五節「修習地ごとに区々となつてゐるが、修習はすべて生きた事件について行なわれる。

裁判所における八ヶ月は民事・刑事の各四ヶ月にわかれ（民事の修習期間を刑事より長くしている裁判所もある）、合議部・単独部にそれぞれ所属して、各裁判官の指導のもとに、弁論あるいは公判に傍聴することにより裁判長の訴訟指揮や証拠調査を実地に見聞し、訴訟手続の進展と心証形成の経過を知り、判決書の起案についても指導を受ける。なお、この間家庭裁判所の実務についても若干の修習が行なわれる。

検察庁においては、係檢事の指導によつて被疑者および参考人の取調べの修習を行ない、起訴状あるいは不

起訴裁定書の起案をするほか、公判の立会に同席して訴追官の側からみた訴訟手続の運行を修習する。

弁護士会においては、個々の法律事務所に配属され、担当弁護士の指導により、依頼者から具体的事情を聴取して訴状、答弁書、準備書面などの起案をするほか、弁論あるいは公判に同席して証人尋問や弁論の要領を見聞するなど、弁護士としての実務を習得する。

司法修習生は実務修習結果簿を作成する。

(3) 各実務修習会における一年四ヶ月の実務修習を終え、再び司法研修所に帰つてくるのは通例一月下旬である。そして翌年の四月初旬まで四ヶ月間司法研修所において前期と同様の要領で後期の修習が行なわれる。前期の修習には実務修習のための準備教育としての意味があるのに対し、後期の修習は総仕上げの性質をもち、したがつて、各科目とも前期よりはるかに高度のものである。また後期においては、通常の講義のはかに、選択科目として、特定のテーマをとり上げたセミナーを行なつており、その間に一般教養科目が挿入される関係上非常に充実した日程となつてゐる。そして、司法研修所におけるこの後期四ヶ月の統一的な修習指導は、各実務修習会における修習の偏差を調整することにも役立つのである。

このようにして二年間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、四月初旬の終了式が終ると教官、同僚との交誼を惜しみながら、各自の志望する法曹の各分野へ巢立つてゆく。ちなみに、昭和四六年春までの司法研修所出身者の総数は七、七〇八名（うち女子二九七名）に達し、我が国の全法曹の六一%をこえている。

なお、司法研修所と実務修習会とは常に緊密な連絡が保たれているが、修習指導の適正調整を図るために、毎年一月ごろ全国の実務修習会の指導担当者（裁判官、検察官、弁護士）を司法研修所に招集して、修習指導に関する連絡協議会を行なうほか、プロツク別に司法研修所教官と実務修習会の指導担当者との協議会を行なっている。

三 身分等

司法修習生は公務員ではないが、給与、監督その他の身分関係については公務員に準じた取扱を受ける。すなわち、司法修習生は「修習期間中國庫から一定額（現在月額五〇、〇〇〇円）の給与」を受けるほか「一般の官吏の例による給与」として、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当の支給を受ける。また国家公務員共済組合法の適用を受け、毎月一定額の掛金を負担し、療養費、出産費その他所定の各給付を受ける資格を取得することとなる。研修所入所、滞在などに必要な旅費についても公務員に準じた取扱を受ける。

その反面、司法修習生は、修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服するとともに、実務修習期間中はその配属地の高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正または弁護士会長の監督をも受ける。また、司法修習生は、最高裁判所の許可なくして、公務員となり、または他の職業に就き、あるいは財産上の利益を目的とする業務を行なうことができないし、修習にあたつて知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うなど、公務員と同様の規律を受ける。そして、一定の事由があるときは、最高裁判所はその司法修習生を罷免することができる。なお、二年間の修習期間を通じて、一日でも正当の理由なく修習をしなかつた者および修習をしなかつた日が九〇日を超える者は、いずれも修習の終了が同期生よりも遅れることになる（「司法修習生に関する規則」後出三五〇）。

四 考試

司法修習生は、少なくとも二年間修習をしたのち、最高裁判所に置かれる司法修習生考試委員会の行なう試験を受け、これに合格してはじめて司法修習生の修習を終え、判事補、検事、弁護士となる資格を得る。この考試では、例年、裁判、検察、弁護の実務についての筆記と口述および一般教養についての筆記の各試験が行なわれ、合格不合格は、考試の結果と、司法研修所および実務修習所における修習成績とによって右考試委員会

が決定する。

五 修了者の在外研究

修習制度と直接の関係はないが、修習終了者を対象とする米国各大学への留学生派遣計画について述べる。これは、司法修習生の修習をおわって若干の実務経験を得た若い裁判官、検察官、弁護士のうちから、選考によつて、米国ハーバード大学ロースクール、サザンメソジスト大学ロースクール、ワシントン大学ロースクール、ノートル・ディム大学ロースクールへ、それぞれ毎年一名ないし二名を派遣し、一年間研究させるもので、帝米中の授業料、滞在費の一部は各大学から支給されるのが例である。この計画による留学生として昭和三十三年度から四六年までの間に計五〇人の若い法曹が派遣された。

榮

6

昭和四六年度採用（第二五期）司法修習生の司法研修所における前期日程抜き

昭和四六年度採用（第二五期）司法修習生の司法研修所における前期日程表

〃	〃	〃	〃
二九	二八	二七	二六
土	金	木	水
見学 科学警察研究所	見学 川越少年刑務所 府中刑務所 動力車試乗 八組高崎 八組静岡 七組千葉 七組東京 八組新潟 八組福島 八組小浜 八組熱海	刑事判決起案 (自宅) 刑事二五八号記録 (横領等) 使用 一組 二組 三組 四・五組の希望者 九組東京南 (東京・熱海) 一〇組水戸 (上野・勝田)	刑事判決起案 (記録) 同 上 同 同
四組 一・二組の希望者		刑事判決起案 (横領等) 使用 一組 二組 三組 四・五組の希望者 九組東京南 (東京・熱海) 一〇組水戸 (上野・勝田)	セミナー 民訴法 (一)
		他は自由研究	セミナー 民訴法 (二)

					六	三一
					一	月
五	四	三	二	一	火	民事判決起案講評 民事一八一号記錄使用 民事裁判教官
土	金	木	水	民 事 弁護 起案講評 民事弁護二号資料使用 民事弁護教官	民事問題研究（自宅）	同上
刑事弁護問題研究 （四号記録 （殺人） （告用）	検察講義（毎 週）	検察記録研究 （一八七号記録 使用 檢察教官	檢察記録 （弁護士法） 民事弁護 （会食 （民事判決起案講評 民事一八一号記録使用 民事裁判教官	會食 「弁護士法」 刑事弁護教官	刑事問題研究 （自宅）	同上
					七ミナ一 （民訴法 （自宅 （大住達雄氏 簿記会計 弁護士 （民事判決起案講評 民事一八一号記録使用 民事裁判教官	七ミナ一 （民訴法 （自宅 （大住達雄氏 簿記会計 弁護士 （民事判決起案講評 民事一八一号記録使用 民事裁判教官

第二 裁判官の研究および研修
司法研修所が行なつてゐる裁判官の研究および研修を大別すれば、裁判官の各種研究会、判事補研究、簡易裁判所判事研究および司法研究の四種類に分けることができる。

一、裁判官の各種研究会

新憲法およびこれにもとづく新立法の理解と、その運用に関する諸問題の研究を目的として、司法研修所は、昭和二五年五月から裁判官特別研究を実施してきたが、昭和二八年一月以降は、その趣を変え、裁判官の各種研究会、判事補研究、簡易裁判所判事研究および司法研究の四種類に分けることができる。

1 民事関係の各種研究会

(1) 労働事件研究会

現に労働事件を担当する判事の事件処理に資することを目的として、研究員が各自の提出した諸問題について研究、討論を行なうもので、労働法専攻の学者あるいは最高裁判所事務総局行政局の係裁判官などをも交えて行なう。また、外部から講師を招いて、労働情勢とか労働基準法の実施状況など、労働事件の取扱上参考となる講演を聞くこともある。

(2) 家事事件研究会

家庭裁判所で家事審判、家事調停事件を担当している判事の行なう研究会であつて、方法は、ほぼ右と同様である。

(3) 民事交通事件研究会

交通事故による損害賠償請求事件の処理について、実体法および手続法上の諸問題の共同研究を行なう。

(4) 公害訴訟研究会

公害訴訟の法律的・社会的重要性にかんがみ、その適切な処理を期するため、研究員が提出した諸問題について、大学教授や最高裁判所事務総局民事局担当官を交えての研究討論、その他、外部講師による講演等により行なう。

2 刑事関係の各種研究会

(1) 刑事事件研究会

昭和二九年度から実施した「刑事特別研究会」と「刑事特別法規研究会」とを統合し、昭和三一年度から実施しているもので、参加者は刑事第一審の裁判長である。テーマとして、昭和四二年度は公安条例違反事件等における訴訟指揮ならびに実体法の解釈に関する諸問題、および公職選挙法違反事件における実体法上ならびに訴訟法上の諸問題を選んで研究を行なつた。

(2) 刑事判例研究会

昭和二八年度以降実施してきた刑事控訴判例研究会を、昭和三三年度以降刑事判例研究会に改めて毎年実施している。これは、当初は刑事控訴審における判例のうち対立したものについて共同研究を行なうことを中心としたものであるが、その後最高裁判所の判例によつて解決された点も少なくないので、その後は実務上生ずる重要な法理問題について、高等裁判所および地方裁判所の判事である研究員が、大学教授や最高裁判所調査官などを交えて共同研究を行なうようになった。

(3) 少年事件研究会

少年事件処理上の当面の諸問題を研究し、実務の適正を期するため、家庭裁判所において現に少年事件を担

3

裁判実務研究会

これは、地方裁判所裁判長と地方裁判所裁判長との間の協議ないし共同研究によつて、訴訟指揮上の諸問題および訴訟事件処理上各部でその取扱いを異にする事項等についての解明をはかるとするものである。

二、判事補研究

判事補の一〇年間は、将来判事となるための修業期といつてゐるので、司法研修所は、特に判事補を対象として、司法研修所教官の指導のもとに各種の研究を行ない、実務と理論の両面における素養の向上と、裁判官としての一般教養の向上に資するため努力している。

(1) 判事補十年最終実務研究

これは、判事に任命される直前の判事補を対象として行なわれるもので、その内容は民事および刑事裁判の実務一般についての共同研究、司法行政、社会情勢、経済その他一般教養に関する講演などである。

(2) 判事補五年中間実務研究

これは、判事補の職權の特例に関する法律の適用を受ける直前の判事補、すなわち、近く判事と同様の権限をもつことになる判事補を対象として行なわれるもので、その内容は右とほぼ同一である。

(3) 判事補三年実務研究

これは、判事補任命後二年を越え、三年未満の判事補全員を対象として、民事、刑事、裁判実務、少年保護事件等について共同研究を行なうものである。

(4) 新任判事補実務研究

任命直後の判事補全員を対象として行なわれるもので、民事および刑事裁判の実務一般について問題研究、記録研究を行なうほか、民法刑法上の特殊問題、書記官制度、精神医学などについて、専門家の講義をきくものである。

三、簡易裁判所判事研究

簡易裁判所判事については、次のような研修、研究を実施している。対象は主として、司法修習生の修習を経ないで裁判所法第四十五条にもとづき選考任用された者である。

(1) 新任簡易裁判所判事研修

新任の簡易裁判所判事に対し、法律の基礎理論および法律実務一般を習得させるため、約三ヶ月間にわたりて、司法研修所教官の指導により民・刑事実務の研修を行ない、これとともに一般教養の向上に資するための講演などを行なう。これは司法修習生の修習に近似した内容をもつ初步的研修である。

(2) 簡易裁判所判事二年実務研究

前年度新任簡易裁判所判事研修の終了者を対象とし、民・刑事の実体法および手続法について研究させるものである。

(3) 簡易裁判所判事中央実務研究

在官三年以上の簡易裁判所判事を対象とし、右よりも高度の研究をさせるものである。

(4) 高等裁判所管内別簡易裁判所判事実務研究

高等裁判所管内別に、司法研修所教官および現地の高等裁判所判事の指導のもとに共同研究を行なうもので、対象者は前記(3)と同様である。

四、司法研究

司法研究は、大正一五年司法省調査課の主管として発足したが、昭和二二年最高裁判所の設置とともに、最高裁判所事務総局がこれを承継し、昭和二三年度から司法研修所の主管するところとなつた。

これは、毎年一回、全国の裁判官のなかから選ばれた研究員が、裁判実務についての経験に即し、裁判上の諸制度ないし裁判実務上の諸問題について、理論的かつ実務的な研究を行ない、研究報告書を提出するものであつて、研究方法は次の二種類がある。

- (一) 全期間専ら研究に従事するもの
 - 研究期間を三ヶ月または六ヶ月とし、全期間実務を離れて、司法研修所において研究に専従する。
 - (二) 実務を担当しながら研究に従事し、研究期間の一部を研究に専従するもの
 - 研究期間を六ヶ月または一年とし、その間一ヶ月ないし三ヶ月間研究に専従するが、そのほかの期間は、実務を担当しながら研究する。

昭和二二年度以降毎年行なわれ計一九四名の研究員がこの研究に参加した。この研究報告書は印刷のうえ各裁判所に配布され、裁判実務に寄与するところが大きい。

五、外人教授セミナー

司法研修所は、日米法学交流計画およびフルブライト委員会の教授交換計画によつて来日する外人教授をむかえてセミナーを行なつてゐる。このセミナーは在京各裁判所裁判官、最高裁判所事務総局係官、司法研修所教官、大学教授、検察官、弁護士などが参加して、外人教授を中心討論するもので、これまでの実施例は次のとおりである。

- 昭和三五年 スタンフォード大学ハーパート教授「日米比較刑事訴訟手続」
- 昭和三六年 シカゴ大学ラインスタイン教授「比較離婚法」
- 昭和三七年 ミシガン大学ジョージ教授「日米比較刑事訴訟法」

六、外人講演会

- 昭和四〇年 ミシガン大学スミス教授「日米比較労働法」

昭和四一年 カリフォルニア大学サトー教授「日米公用収用に関する比較法的研究」

- 昭和四二年 カリフォルニア大学ラニング教授「米国税法および税法教育について」

昭和四四年 ウィスコンシン大学マーミン教授「米国憲法上の基礎的諸問題」

これらのセミナーのほか、日本を訪れる米、独等の裁判官、大学教授を随時招いて、教官、裁判官らを対象とする講演会を開いてゐる。昭和四三年度以降においては、次の講演会を開催した。

七、外人講演会

- 「フランスの商事裁判所について」

チューリッヒ大学フリット・バウア教授「司法行政上の監督と裁判官の独立」

ミシガン大学ウィットモア・グレイ教授「現代アメリカ法における約束の強制」

ノースウェスタン大学ナザニエル・ネイサンソン教授「アメリカ行政法における公正な聽聞を受ける権利——日本法との比較」

カリフォルニア大学ショー・サトー教授「日本法における公務員の政治的活動の制限について——ただし、一般職公務員の政治活動に限る——」

アムステルダム大学デ・ヴィンター法学部長「製造物責任に関するハーグ国際私法条約案について」

第三 資料の刊行

司法研修所は、すでに述べたとおり、裁判官の研究、研修および司法修習生の修習を中心とする業務としているので、これに付隨して左に掲げるような資料の刊行を行ない、全国の裁判官の実務処理ないし司法修習生の修習の便益に供している。

八 司法研究報告書

前述の司法研究の研究員が提出した報告書を印刷に付したもので、研究の年度ごとに輯をもつて区分し、同年度のものは刊行順に号をつけてある。現在第二二種第三号「選挙犯罪の研究」(昭和四三年度研究)まで一二三の報告書を刊行した。

(2) 研修叢書(旧称 裁判官特別研究叢書)

裁判官の研修ないし研究のさい行なわれた講演や研修員の討論、座談などのうち、裁判官の参考として特に有益と思われるものについて当日の速記録にもとづいて印刷刊行される。園藤重光教授の「新刑訴における職権主義と当事者主義との限界について」、我妻栄氏の「契約と信義誠実の原則」、渡辺貢三郎・長沢一夫氏の「管財事務について」など、第一号から第五五号までがすでに刊行され、昭和三五年末日したハーレバット教授によるセミナーの記録「日米比較刑事訴訟手続」、昭和三六年末日したライнстайн教授によるセミナーの記録「比較離婚法の研究」、同年一〇月マサチューセッツ地方裁判所のワイザンスキー判事をむかえて行なわれたセミナーの記録「米國刑事裁判の実際」、昭和三七年九月末日したミシガン大学B・J・ショージ教授によるセミナーの記録「日米比較刑事訴訟手続」、昭和四〇年未日したミシガン大学スミス教授によるセミナーの記録「日米比較労働法」もこの叢書の一つとして刊行されている。

(3) 司法研修所調査叢書

当所における研修、修習に関連する各種の問題につき、調査研究を行なつた結果を資料として印刷する。昭和三〇年三月に第一号「法曹人口問題に関する研究」を公にしたが、これはわが国における法曹人口についての最初のそして唯一の科学的研究といふものである。以来第二号「ハーネー教授アメリカの法学教育」、第三号「米國における事実認定の研究と訓練」、第四号「米國法曹協会弁護士倫理規範及びその解説」、第五号「殺人の罪に關する量刑資料」、第六号「傷害致死の罪に關する量刑資料」、第七号「執行法に関する諸問題」、第八号「法曹人口問題に関する研究」(第二回)、第九号「わが國における陪審裁判の研究」を刊行した。

(4) 司法研修所資料

すでに出版されている法律専門書、法律雑誌あるいは官庁資料のうちから、当所における研修ないし修習に必要と思われる論文を選択し、その筆者および刊行者の了解をえて、当所の資料として作成したものである。一例をあげると「ゼーリッヒの供述心理学」岩松三郎氏論文「民事裁判における合議はか二編」などのほか、昭和一六年司法研究所時代に刊行された「民事判決書に就て」を当所民事教官室において全面的に改訂した「改訂民事判決書について」を刊行した。近くは第二二号「トレイシー著 英米証拠法概説」を刊行した。

(5) 司法研修所論集(旧称 司法研修所報)

司法研修所の機関誌として昭和二三年一〇月創刊され、研究、研修、修習、会同など当所における諸行事の紹介と司法修習生その他の論文ないし随筆などを収載してきた。号を重ねるにしたがつて司法修習生ないし出身法曹の研究論文の寄稿が多くなつたので、昭和二年一月発行の第一八号から法律実務に即した研究論文を中心とし、法曹養成に関する論述をも加えて編集してきたが、さらに昭和四二年八月発行の通巻第三七号から編集方針を改め、司法修習生の論文は別に刊行されている「司法修習生レポート集」に載せることにし、本誌にはもっぱら司法研修所教官(旧教官を含む)、司法修習生出身の法曹およびその他のすぐれた実務的な研究論文を掲載することにした。現在通巻第四九号までを刊行しているが、そのなかには「令状に関する諸問題」(第二八号)、「少年事件に関する諸問題」(第三〇号)、「法曹教育の諸問題」(第三五号)の三つの特集号もある。なお、従来は「司法研修所報」として刊行されていたが、その性格にマッチするよう第三五号から「司法研修所論集」と誌名を改題し、さらに、本誌の引用の便を圖るために、第三七号から一九六七年第一号(通巻第三七号)とし、以後、発行年度によつて呼ぶこととした。

(6) 記念論文集

昭和二九年は司法研修所の創立七周年に当り、これを記念して「創立七周年記念論文集」を刊行した。これに

は当所出身の裁判官、検察官および弁護士が合計一三編の研究論文を寄せており、若い法曹が筆を通じて法曹の一体であることを示した最初のものとして注目をあびた。以後昭和三二年に「創立一〇周年記念論文集」上巻（民事編）下巻（刑事編）の二巻（四四編一・一〇〇頁）、昭和三七年に「創立一五周年記念論文集」上下二巻（四七編九〇〇頁）を、また、昭和四二年に「創立二〇周年記念論文集」全三巻（八四編一・六二七頁）のうち第一巻（民事編I）、第三巻（刑事編）を、同四三年に第二巻（民事編II）をそれぞれ刊行した。これら記念論文集には、当所出身の法曹、学者、司法修習生等から寄せられた法律実務に即した理論的研究論文が収載されている。

(4) 司法修習生レポート集

実務修習の一環としての報告書（レポート）の提出は第一六期司法修習生から実施され、これを編集して司法修習生レポート集（第一号）を昭和三九年三月に刊行した。その後の期についても毎年三月にこれを刊行しており、第八号（第二二期）が刊行された。

(5) 教材その他

右に掲げたもののほか、主として司法修習生の教材ないし参考資料とするため、数多くの印刷物を刊行している。現実の訴訟事件記録を司法修習生の起案に適するよう編集して印刷した修習記録は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護および刑事弁護の五部門にわたり、一部門について多いものは一九〇種をこえている。また各教官室で編集した教材、たとえば「民事訴訟第一審手続の解説」「民事判決起案の手びき」「保全訴訟手続の解説」「刑事判決書起案の手びき」「刑事第一審公判手続解説」「検察講義案」「民事弁護の手びき」「会社設立手続概説」「刑事弁護実務—刑事弁護講義案」などを印刷しており、その一部のものは法曹会からも有償販売されている。

裁判における事実認定の研究の資料として、昭和三四年一月「供述心理」を刊行し、また R. E. Keeton, Trial Tactics and Methods の一部を翻訳して、昭和三九年三月「法廷技術—主尋問および反対尋問」を刊行した。

また、法曹教育に関する外国の制度について、「米国、英國及び西独の法曹教育 付我が国の法曹教育との比

較的考察及び二、三の提案」および「ドイツにおける法曹養成教育の現状、批判および改革案」を刊行したが、わが国の法曹教育に関する論稿を集めて、前述のとおり司法研修所論集第三五号を「法曹教育の諸問題」特集号として刊行した。

なお、「司法研修所要覧」は、司法修習生その他のための便覧として、昭和二八年以降毎年刊行している。

施 設

一、本 庁 舎

司法研修所は、昭和二三年六月千代田区紀尾井町三番地の元行政裁判所跡に庁舎を建設、こいで二三年余の歳月を経たが、序舎の老朽、狭隘のため、文京区湯島四丁目六番六号（旧裁判所書記官研修所跡）に新庁舎を建設し、昭和四六年四月八日現庁舎に移転した。

現庁舎は、昭和四四年六月起工、昭和四六年三月二〇日に竣工したもので、鉄筋コンクリート造り、本館は五階建、建築面積一四九八・四〇平方米、延面積五七九七・八五平方米、別館講堂棟は、二階建、建築面積一六九一・五三平方米、延面積一七八三・三五平方米、そのほか付属車庫棟一階建一三・六四平方米がある。

敷地三三・九五三・五七平方米の構内には、重要文化財に指定されている旧岩崎邸（木造洋風建物二階建本館および付属撞球場ならびに日本建築日本間）と豊富に樹木を配した広大な庭園があり、都心には珍しく閑静であつて、研修、研究のためには極めて恵まれた環境である。

本館は、司法修習生および裁判官が使用する教室一、演習室四のほか、所長、教官ならびに事務局職員の事務室、会議室等にあてられ、別館講堂棟は大講堂、中講堂、図書室、食堂などにあてられている。

二、合宿舎

司法修習生および裁判官研究員のための寄宿寮としては、昭和二四年二月以来、小石川分室を使用してきたが、昭和四二年三月、千葉県松戸市新作三六八番地に新宿舎を建築し、これを司法研修所松戸分室と称し、昭和四二年七月二〇日に小石川分室から移転した。

この松戸分室（以下寮という）は、国電常磐線馬橋駅下車徒歩約八分のところにあり、敷地四、二一一平方米（一、二七六坪）、鉄筋コンクリート造り五階建、建築面積一、八〇〇平方米（五四五坪）、延面積五、九五二平方メートル（一、八〇三坪）、居室の広さは一四・一二平方米（約四・三坪、六疊）、居室数は二〇〇室であり、各階の主要な施設は次のとおりである。

一階 事務室 舎監室 宿直室 図書室 厚生室（娛樂室） 食堂 浴室 居室二四室

二階 居室四四室 洗濯室三室 アイロン室

三階 居室四四室 談話室（和室） 洗濯室二室

四階 居室四四室 洗濯室二室 アイロン室

五階 居室四四室 談話室（洋室） 洗濯室二室

居室は和室で、一室の定員は二名と定められている。入寮者は、一定額の食費と寮費を納入しなければならない。食事は、通所日は二食（朝・夕）を、自宅起案日、日曜、祝日等全員在寮日は三食が給食される。

修習生は、各階から寮委員を選出し、寮委員は、寮生の規律、レクリエーションなどについて管理者側との連絡、協力に当つている。

司法修習生の修習が、法曹たるにふさわしい品位を備えることをねらいとしている以上、寄宿生活においてもこの修習目的が具体化されなければならぬ。社会の秩序の維持に当ろうとする者は、まず自己の属する最も身近な社会たる集團生活の規律を尊重しなければならないであろう。松戸分室は、現に裁判官である者、または将来法曹となるとする者の研修または修習のための宿泊施設として、入寮者にこのような自律を期待して運営されている。

三、図書室

(一) 概況

司法研修所図書室は、創設のさい旧司法省司法研修所から承継した蔵書約一、〇〇〇冊をもとに、以来鏡意図書資料の収集につとめてきたが、蔵書も増加し、利用者も漸増したので、昭和三四年一〇月本格的図書室が増築され、さらに、昭和四六年新宿舎の建設に当つて全く面目を一新した図書室が設けられた。

現宿舎の図書室は、別館講堂棟一階の東側を占め、閲覧室一三七・四平方米、書庫延四〇二平方米、事務室一六・八平方米から成り、書庫は一階式で書架の全収容冊数は約九六、〇〇〇冊となり、閲覧室は約四〇人分の閲覧席を備えている。

なお、この図書室の運営については、全書庫のオープン方式をとり、平日は午後六時まで、土曜日は午後四時半まで開館する。発足以来の方針として、いかに図書を温存するかではなく、いかに図書をひらく、簡便に利用してもらいかに考慮を払っている。

(二) 蔵書

法律学およびその補助科学の理論と実務に関する専門書、法学教育ないし法曹教育についての図書資料のか、教養図書の収集につとめ、昭和四六年一月二四日現在の蔵書は、ようやく五四、〇八七冊（和書四二、五三七冊、洋書一一、五五〇冊）に達し、そのほか最高裁判所、法務省その他の官厅資料、内外の法律専門雑誌を収める。分類別図書数は、次表のとおりである。

和書

分類別	図書数(冊)
総類	1,977
法律	26,122
哲学・心理学・倫理学・論理学・宗教	1,192
政治・行政・経済・社会・労働	8,208
歴史・地理	830
自然科學	265
産業	245
芸術	475
語学	461
文学	2,762
計	42,537

(昭46.11.24.現在)

洋書

区分	図書数(冊)
英米法	3,253
独法	7,840
仏法	338
その他の	119
計	11,550

(昭46.11.24.現在)

洋書はほとんど大部分が法律関係の図書である。このうち、独法関係は、細野長良氏の蔵書を譲り受けた細野文庫のか、旧司法研究所の蔵書を承継したもの、■氏の寄贈図書などを基本として、独逸大窓院以来の民事および刑事判例集のか司法規集、一般的教科書、注釈書などの収集につとめ、一応の調査に事を欠かない。英米法関係は、特に米法関係図書の充実につとめ、Hornbook Series, American Casebook Seriesなどの基本的図書を中心にしてアメリカ大使館などからの援助も得て、体系的な収集ができる。仏法関係は、英米法、独法にくらべるとまだ不十分である。

雑誌は国内大学法学部の機関誌その他の法律雑誌七〇余種のか総合雑誌など一般教養雑誌も備えている。外国雑誌は、米国大学との交換が行なわれて、アメリカの著名な大学の法律雑誌など一七種が受け入れられている。

(3) カード目録

閲覧用カード目録は、和書洋書とも、分類目録、著者名目録、書名目録の三種を設け、著者名目録は、全蔵書を著者名のアルファベット順に編成して、著者名による図書の検索に備え、書名目録は、書名のアルファベット順に編成して、書名による検索に備え、分類目録は全蔵書を一定の体系に分類し(和書は日本十進分類法による)、その分類体系順に編成して、ある項目に関する図書を一括検索する便宜に応じたものである。

なお、法律雑誌、法学論文集等の論文の索引カード目録も整備しつつあり、特に法曹教育、法学教育、法曹倫理に関する文献カード目録は意欲を注いで作成している。

利用方法

当所の研究員、研修員、司法修習生、職員などは後掲の図書室利用案内により、この図書室を利用することができる。利用者に対しては図書貸出証を発行し、これにより館外貸出もしているが、なるべく手続の煩雜をさげ、簡便に利用できるようにつとめている。

四、レクリエーション施設

本所舎に、テニスコート、バレーボールコートがあり、ソフトボール、テニス、ピンポン、バトミントンなどの運動用具が備えつけられて、司法修習生、研修員、職員等の使用に供されており、本館に休憩室(三階)、厚生室(四階)があり、別館一階に裁判所共済組合直営の食堂がある。また、広大な庭園は、休憩時間の運動、散策に格好である。

松戸分室にも、野球、ソフトボール、ピンポン等の運動具が備えつけられ、厚生室(一階)の設備がある。

裁判所法抜すい

一 裁判所法抜すい（昭和二十二年四月一六日公布 法律第五十九号）

改正 昭和二二
昭和二四
昭和二六
昭和三九
昭和四一
昭和四三
昭和四五

法一、法二六〇
法二六八
法二七〇
法二九一
法二九四〇
法二九七
法二九八

第十四条（司法研修所）裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修業並びに司法研修生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第五十五条（司法研修所教官）最高裁判所に司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研究、修業及び修習の指導を掌る。

第五十六条（司法研修所長）最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が

生の修習を終える。

司法研修生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条（罷免）最高裁判所は、司法研修生の行状がその品位を辱めると認めるとときその他の司法研修生について最高裁判所の定める事由があると認めるとときは、その司法研修生を罷免することができる。

二 司法研修所規則（昭和二十二年一二月一日施行 最高裁判所規則 第一一号）

改正 一二三(規二五) 一二四(規一五) 一二五(規一三) 一二六(規一四)
一二六(規二一) 一二七(規九) 四〇(規一四)

第一条 司法研修所に別に最高裁判所規程で定める員数の職員を置く。

第二条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、裁判官、検察官、弁護士又は学識経験のある者に司法研修所教官の事務の一部を嘱託する。

第三条 司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

司法研修所規則

司法研修所事務局の次長は、事務局長を兼ねて置く。

司法修習運営諮問委員会規則

三二一

課長は、裁判所事務官を以て充て、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

三 司法修習運営諮問委員会規則 (昭和四〇年一二月二五日施行)

第一条 最高裁判所に司法修習運営諮問委員会(以下「委員会」という)を置く。

2 委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、司法修習生の修習についての基本方針の樹立及び実施に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、前項の事項について、最高裁判所に意見を述べることができる。

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織し、そのうち一人を委員長とする。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員又は学識経験のある者の中から、最高裁判所が任命する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名

第四条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、司法研修所の支部を設ける。

司法研修所の支部を設ける。

第四条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員又は学識経験のある者の中から、最高裁判所が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

第五条 委員及び幹事の任期は、二年とする。ただし、再任されることを妨げない。

第六条 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局において処理する。

第七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

四 司法研修所規程

(昭和二二年一二月一日施行)

改正

二四(規程一三) 二五(規程六) 二六(規程三) 二九(規程四) 三一(規程二)

四〇(規程三)

の方法によりこれをを行う。

第一条 司法研修所は、裁判官その他の裁判所職員(裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所記官補、家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補を除く。)及び司法修習生の人格識見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導する。

第二条 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行う。

一 合同研修

二 個別研修

三 その他の研修

第三条 前条第一号の研修の組織を左の三部に分ける。

第一部 簡易裁判所判事及び判事補の研修

第二部 司法修習生の研修

第三部 裁判所事務官の研修

前条第三号の研修は、講演又は資料の配布その他

教官会議は、司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所長が、その議長となる。

司法研修所長は、司法研修所規則第一条の規定により嘱託を受けたものを教官会議に参加させることができることを報告させることができる。

司法研修所事務局分課規程

三四

司法研修所長は、第一部及び第三部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告する。

司法研修所長が、前項の報告をするには、あらかじめ教官会議の譲を経なければならない。

第六条 司法研修所長は、研修の目的を達するために必要な調査又は研究を適当なものに委嘱することができる。

五 司法研修所事務局分課規程

(昭和二四年七月一日施行
最高裁判所規程第一四四号)

第一条 司法研修所事務局に左の課を置く。

総務課
企画課
資料課

第二条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 会議及び会同に関する事項
二 機密に関する事項

三 官印の管守並びに文書の接受、発送及び証書並びに公文書類の編さん及び保管に関する事項
四 修習及び研修の結果の報告に関する事項
第五条 資料課においては、左の事務をつかさどる。

一 修習及び研修に必要な資料のしゆう集、編さん、整備及び配布に関する事項
二 教材及び講義案の編さん、整備及び配布に関する事項

項

七 他の課に属しない事項

第三条 企画課においては、左の事務をつかさどる。

一 修習及び研修の企画立案に関する事項
二 修習及び研修の日程の編成に関する事項
三 修習及び研修の制度及び実績の調査に関する事

項

三 司法研究に関する事項

四 司法研修所報の刊行に関する事項

五 図書の購入、整備及び管理に関する事項

第六条 事務局長において必要と認めるときは、一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

六 司法修習生に関する規則

(昭和二三年八月一八日施行
最高裁判所規則第一五五号)

改正 二七(規二二一)
四五(規二二二)

第一章 総 則

第二章 修 習

第一条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第二条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第三条 司法修習生は、修習にあたつて知つた秘密を漏らしてはならない。

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品性と能力を備えるように努めなければならない。

第五条 司法修習生は、修習期間の中、少くとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察庁で、四箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない。

司法修習生に関する規則

三六

が、これを定める。

第六条 司法修習生が病気その他の正当な理由によつて修習しなかつた九十日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。(後出第三八頁「司法修習生について」参照)

第七条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第八条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

第九条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせることを留意しなければならない。

司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等檢

第三章 考 試

第十二条 裁判所法第六十七条第一項の試験を行つため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下委員会といふ。）を置きする。

委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適當な者の中から、最高裁判所がこれを委嘱する。

委員会に書記を置く。

第十二条の二 最高裁判所は、特に必要があると認めることは、考査委員を委嘱することができる。

考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行う。

第十三条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

前項の報告には、第十条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に關し協議を行うことができる。

第七条第三項の規定は、前項の規定により協議を行ふ場合に準用する。

第十条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第十一條 司法研修所は、この規則に定めるもの之外、修習に關して必要な事項を定めることができることを定める。

高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によつて定めるもの外、それぞれ各所又は各会における修習に關して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行ふ。

第十五条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第十六条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第十七条 司法修習生で左の各号の一に当る者は、これを罷免する。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に左の事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

一 品位を辱める行状があつたとき

二 修習の態度が著しく不眞面目なとき

三 成績不良で修習の見込みがないとき

司法修習生に関する規則第六条の運用について

三八

四 病気のため修習に堪えないとき (後出三九頁「長期
病欠司法修習生の
扱いについて」参照)

五 本人から願出があつたとき

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に前二条の各号に当る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。(後出三九頁「長期病欠司法修習生の
扱いについて」参照)

七 司法修習生に関する規則第六条の運用について

(昭和三四年一二月一日司研企発第八七三号司法
修習生配属の地方裁判所長あて司法研修所長通知)

司法修習生に関する規則第六条の運用は次のとおりである。

一 日曜日、国民の祝日、年末年始の休暇(一二月二九日から翌年一月三日まで)は、修習を要しない日とし、修習を要しない日以外の日を修習日とする。

二 規則第六条の「修習をしなかつた期間」は欠席日数の合計により算出する。

三 欠席が、「正当な理由」によるかどうかは、一般職の職員の給与に関する法律第一五条に定める承認

八 長期病欠司法修習生の罷免等に関する取り扱いについて

(昭和三五年六月一三日司研企発第三四七号司法
修習生配属の地方裁判所長あて司法研修所長通知)

(罷免事由報告の基準)

一 司法修習生につき、病気のため修習に堪えないものとして、司法修習生に関する規則第一九条により罷免事由の報告をする基準は、次表に掲げる期間を引き続き病欠した場合とする。

結核性疾患	結核性疾患以外の私傷病
三年	一年三月

(退職願出の勧告)

一 長期病欠の期間が前項の年月数に達する司法修習生については司法研修所長は前項の報告に先だち本人に対し退職の願出をすることを勧告するものとする。この勧告をする場合には、病気が回復したのち、一般の司法修習生採用の機会に、他の採用申込者と同等の選考条件により再採用されることができる旨、および退職のときまでに修習した期間を再採用後の修習期間に算入する旨を告げるものとする。

九 司法修習生の規律等に関する規程

(昭和二八年七月一日施行)
司研規程二

改正 二九 (司研規程二)

(身分証明書)

第一条 司法修習生は、司法研修所長より身分証明書の交付を受け、常にこれを携帶していなければならぬ。

長期病欠司法修習生の罷免等に関する取り扱いについて

ない。

2 身分証明書を失い又は汚損したときは、直ちに、その再交付を求めなければならない。

(關於取り扱い)
高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二条の各号に當る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

(關於取り扱い)
高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二条の各号に當る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

三九

司法修習生の規律等に関する規程

四〇

- 3 司法修習生の身分を失つたときは、直ちに、身分証明書を返さなければならない。

(身上に関する届出)

- 第二条 司法修習生は、その身分を取得した後、直ちに、司法研修所長に対し、その定める様式にしたがつて身上に関する届出をしなければならない。転籍、婚姻、氏名の変更、扶養家族の増減等身上に変動があつたときも同様である。

- 2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中身上に変動があつたときは、前項の届出は、その長を通じてするものとする。

(住所に関する届出)

- 第三条 司法修習生は、入所した後、直ちに、その住所を司法研修所長に届け出なければならない。住所を変更したときも、同様である。

- 2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、前項に準じ、その長に住所に関する届出をしなければならない。

- 3 前項の届出を受けた検察庁又は弁護士会の長は、これを地方裁判所長に通知するものとする。

研修所長に通知するものとする。

(健康管理)

- 第六条 司法修習生は、司法研修所、裁判所又は検察庁において実施される健康診断を受けなければならぬ。

(兼職等の許可申請)

- 第七条 司法修習生に関する規則第二条の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長を通じて司法研修所長に提出するものとする。

- 第八条 司法修習生は、司法修習生に関する規則第二条に規定する場合を除く外、司法研修所長の許可を受けなければ、修習に支障を生ずる虞のある学業その他の業務に就くことができない。

(旅行に関する届出)

- 第四条 司法修習生は、旅行しようとするときは、司法研修所長の許可を受けなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長の許可を受ければ足りる。

(欠席の承認)

- 第五条 司法修習生は、病気その他の事由により修習することができないときは、予め司法研修所長にその事由を附して欠席の承認を求めなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に対しても承認を受ければ足りる。

- 2 病気、災害その他やむを得ない事由により、前項の規定によることができなかつた場合には、遅滞なくその理由を附して、欠席の承認を求めなければならない。

- 3 欠席が六日以上にわたるときは、医師の證明書その他修習することができない事由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

- 4 第一、二項の場合において、承認を求められた裁判所、検察庁又は弁護士会の長は、その結果を司法

- 2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中前項の許可を受けようとするときは、その長を通じて申請するものとする。

(参考様式)

その一

昭和 年度採用司法修習生(一組)(配属)	転籍、婚姻、改氏名、出生その他の届
氏名	私は、このたび 戸籍謄本を添えてお届けします。
年月日	しましたので
右 氏名	司法研修所長 殿
⑩	

司法修習生の規律等に関する規程

四二一

その二

住所変更届
昭和 年度採用司法修習生(組)(配属)

私は、このたび左記の通り住所を変更しました
のでお届けします。

記

旧住所

新住所 昭和 年月日

司法研修所長 氏名 殿

(印)

その三

欠席承認願
昭和 年度採用司法修習生(組)(配属)

私は、このたび左記のとおり欠席いたしました
ご承認下さいようお願いいたします。

記

一月 日 (日間)

二事由 1公用(準公用) 2病気 3慶弔

4緊急私用 5その他

(該当事由の番号)
を○で囲むこと

(1~5の具体的事由)

添付書類

三連絡場所 昭和 年月日

司法研修所長 氏名 殿

(印)

I O 司法修習生指導要綱

(昭和二九年七月一日 日記発第三二〇号)

(実務修習会の長あて 司法研修所長通達)

第一章 総則	四三頁
第二章 一般教養	四四頁
第三章 実務に関する修習	四五頁
第一節 裁判	四五頁
第二節 檢察	五一頁
第三節 弁護	五四頁
第四節 補則	五七頁

第一章 総則

第一 司法修習生の修習については、すでに修得した学識の深化及びその実務への応用とともに一般教養を重視し、もつて法曹たるにふさわしい品位と能力を備え、かつその社会的使命を自覚せざるよう指導しなければならない。

第二 司法修習生の二年間の修習は、

- 1 司法研修所における前期修習(四箇月)
- 2 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会(以下「配属所」という)における修習(一年四箇月)
- 3 司法研修所における後期修習(四箇月)

の順序に行なう。

第三 司法研修所における前期修習は、実務に因する一般的基礎的概念の把握を、配属府における後期修習は、修習の総仕上げ及び全般的な調整を、それぞれ主眼として指導する。

第四 司法研修所は、毎年一回適当な時期に、各配属府の指導担当者を招集して司法修習生指導担当者協議会を開き、司法修習生の修習指導の運営に関する一般事項について協議を行う。

第五 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会は、指導に関する相互間の有機的な連絡を図り、あわせて司法研修所と緊密な連絡を保つため、配属地ごとに指導連絡委員会を設ける。

指導連絡委員会は、修習の効果をあげるため、修習の内容、修習の順序、修習に関する費用の使用方法等について、連絡協議する。

指導連絡委員会は、見学、講演会の実施等について、司法研修所及び配属府の各部門の修習との関係を考慮して、最も有効適切ならぬよう努める。

第六 司法研修所及び各配属府は、常に司法研修所における修習と配属府における修習との関連調整について留意し、相互に修習内容の概要を報告しあうこととし、修習内容の重複を避け、又は相互にその不充分な点を補強することに努める。

司法研修所は、右の目的のため、必要に応じて、関係配属府の指導担当者との協議会を開くことができる。

第七 司法修習生の指導にあたつては、適宜教官及び指導担当者と司法修習生との懇談の機会を設けて、人格的接触を図り、また司法修習生の懇意のない希望、感想などをきくように努め、常に相互の理解のもとに修習の実をあげるように留意する。

第二章 一般教養

第一 一般教養については、視野を広め、事物の本質を把握し、時代に対する高い識見と深い洞察力を養うよう指導し、浅薄皮相な知識の獲得に堕さないように留意しなければならない。

第二 司法研修所においては、右の目的を達するための一助として、

- (一) 科学、宗教、芸術等各界の権威者による講演
- (二) 国会、博物館、近代的大企業施設等の見学
- (三) 音楽、演劇、芸術等の鑑賞
- (四) 英、独、仏等外国语の輸読等を行ふ。

第三 各配属府は、その地の実情に応じ前項に準じて、講演、見学等を行う。

第三章 実務に関する修習

第一節 裁判

各期における指導は、左の要領による。

一、司法研修所における前期指導期間

(一) 指導目標

裁判所における裁判実務の全般について（特に判決手続を中心にして）修習記録等を使用し、その基礎的な概念を把握させ、実務に即した理論の研究を指導する。

(二) 指導方法

(A) 民事裁判

(1) 講義

教官担当のもとに、修習記録等の教材を使用し、訴の提起から判決にいたるまでの訴訟手続の概要を、その発展段階に応じて訴訟上通常生ずる民事訴訟法上の諸問題を指摘しながら逐一解説し、その中で請求と請求原因、主張責任、立証責任、否認と抗弁等の民事訴訟法上の諸原則の実際的意義を理解させるとともに、弁論主義、当事者处分主義の実務上果す機能を知らせ、民事裁判官のなす私明権の行使の重要性を認識させ、裁判の独立、訴訟の促進等裁判全般に関する重要な問題について民事裁判官としての在り方、心構えの体得に必要な指針を示すように努める。なお、判決書の作成についてその理論と技術を説明する。

(2) 判決の起案及び講評

あらかじめ修習記録を交付して数回判決書を作成させる。教材には理論的な法律問題を含み、しかも通常訴訟事件として多数あるもの数種類を選択するよう努める。

前期においては、具体的な事件についての当事者の主張の法律構成の仕方に重点をおき、前記訴訟法上の諸原則の理解の徹底を図り、民事裁判においては法律判断の妥当性はいうをまたないが、その基礎をなす事実の認定の重要なことを会得させる。

(3) 問題研究

教官担当のもとに、主として修習記録を使用して、数回具体的な事件についての主張の当否の判断、争点の整理、証明事項の有無の検討等の修練を行う。教材はできるかぎり起案事件とは別の種類のもの（例えば仮処分事件、強制執行事件等）を選び、その手続の基礎的知識を与えることもあわせ考慮する。

(4) 特殊講義

民事、行政、労働、商事、家事等各事件の理論及び実務について基礎的知識を修得させるため、学者又

は裁判官等に委嘱して特殊講義を行う。

(B) 刑事裁判

(1) 講義

教官担当のもとに、適宜教材を使用し、判例、通達等の紹介に留意のうえ、訴訟記録について注釈を加えながら、公訴の提起から判決にいたるまでの公判手続の概要を実務の立場から解説し、訴因、証拠等判決をするにあたって特に研究考慮しなければならない諸問題を指摘するとともに、判決書の作成に関する理論と技術を教えるほか、刑事裁判機構の実際を明らかにし、裁判の独立、訴訟の促進、法廷の秩序維持等裁判全般に関する重要な問題につき、刑事裁判官として何を知るべきか、また、いかなる心構えを有すべきかについてこれが理解に必要な指針を示す等裁判所における刑事実務の全般にわたり一応の概念と問題の焦点を把握させる。

(2) 判決の起案及び講評

修習記録を使用し、通常一般に起り得べき事件で基本的な問題を多く含むものを選択し、判決書を起案させるほか、別に心証形成の理由を詳説した書面を作成させ、これに教官の詳密な講評を加えて刑事判決に関する実務一般を修得させることに努めるとともに、事実の判断、殊に情況証拠による事実認定についての考え方を会得せることに最も重点をおく、なお起案は、あらかじめ自宅において必要な判例学説等を涉猟するに充分な余裕を与えてこれをなさしめ、むしろ事前の研究に主眼を置くものとする。

(3) 問題研究

前記判決起案の講評に際し、同事件に関連した訴訟法上及び実体法上の諸問題を採り上げ、司法修習生相互に討論を行わせ、教官がその論点の所在及び考え方について指導する方法により研究を実施するほか、さらにこれを補い、かつ前記講義に対する理解の有無をたしかめるため、別に最近の実務上しばしば

起りつつある問題で、多く諸家の見解も区々に分れ、最も論議の対象となつてゐるものと見らるゝを選擇し、前同様の方法による研究を時間の許すかぎり多く行う。

(4) 特殊講義
令状事務、少年審判等の理論及び実務について基礎的知識を体得させるため、裁判官等に委嘱して特殊講義を行う。

二、実務修習地における指導期間

(1) 指導目標

司法研修所前期の修習を基礎として裁判所における民事刑事実務の全般にわたり（特に判決手続を中心にして）具体的な事件について手続の発展に応じ、これをいかに審理判断すべきかを徹底的に理解させ、これらの実際の事件処理を通じて裁判官として必要な心構えを体得させる。

(2) 指導方法

各実務修習地の実情に応じ、その修習指導を計画的、総合的かつ統一的なものにするため、左の要領にしたがい、具体的な指導計画を樹立する。

(1) 司法修習生を部に配属する場合、一部に配属する司法修習生の数は、なるべく、同時に少くとも二名を下らないようにして、かつ合議事件と単独事件の双方について修得する機会を与えるか、期間とにらみあわせ修習の効果を減殺しない限度において、なるべく複数の裁判官に接触することができるよう考慮する。

(2) 個別的な指導担当者（例えば各配属部の裁判官）のほか、一般的な指導計画の樹立、各配属部間の連絡等の責に任ずる全般的な指導担当裁判官を特に定める。

(3) 各指導担当裁判官は、全般的な指導担当裁判官と打合せて、期間中適宜協議会を開き、各部における指導の不統一をできるかぎりなくするよう横の連絡をはかるとともに、指導方法の研究向上に努める。

(3) 指導の範囲及び方針

(1) 実務の指導にあたつては、性質上研修所で行いがたいもの、例えば実際の事件についてはその受理から終結にいたるまで、訴訟の発展に応じ、訴訟指揮（民事については、特に証明権の行使、証拠調の限度等）、事實の認定、刑の量定の基準とすべき事由等いちいち裁判官の立場において考究させることを主眼とし、判決書の起案に偏ることなく、また修習事件数の多寡について必ずしもこだわらないようとする。もつとも、修習させる事件の種類及び内容については、実務の実際において一般に起り得べき普通の事案を選び民事においては通常訴訟の第一審事件を主とし、各種事件の全般にわたるよう、その他修習効果、機密保持の観点等から適切な考慮を払うべきはいうまでもない。

したがつて口頭弁論、公判及び合議の傍聴、準備手続、和解勧告（民事）の立会のほか、法廷外の証人尋問、検証等の見学もつとめて行わせ、かつ隨時發問して司法修習生に意見を述べさせ、またはその質問に回答する機会をできるかぎり多く与える。しかも常に單なる技術的指導にとどまらず、これを通じて裁判の独立、訴訟の促進、法廷の秩序維持等裁判全般に関する重要な問題について裁判官として必要な心構えを体得させることを忘れないようにする。

(2) 各配属部における個別の指導の不充分または一樣でない点を補足調整するため、できるかぎり多く特定の指導担当者（例えば全般的な指導担当裁判官）をして、なるべく実務修習の趣旨にかなうような適当な方法により特別指導を行いうようにする。

なお、司法修習生から提出された実務上の諸問題を中心とする共同研究又は重要な判例の共同研究を隨時実施し、司法修習生の自発的な研究意欲の向上をはかる。

(3) その他
(1) 民事においては、仮差押仮処分事件、強制執行事件、人事訴訟事件、行政訴訟事件、商事事件、労働事

件等についても一般的基礎的知識を修得させる。

右のような事件を特別部として専門に取扱っている裁判所においては係裁判官による講義その他適当な方法によつて行う。

- (1) 家庭裁判所における家事事件（例えば一週間位）、少年審判（例えば一週間位）及び令状事務についても、傍聴見学その他適当な方法により、事件の一応の取扱方を修得させるようとする。
- (2) 裁判事務以外に書記官事務の見学等を行い、裁判所全体の機構と活動状況を理解させる。

三、司法研修所における後期指導期間

(一) 指導目標

実務修習地における修習のあとをうけ、各修習地における実情の異なるにより生ずることのあるべき修習上の不平均をたたずほか、一般的に從来の修習上の欠陥不足を補うため、調整的かつ総合的な修習指導を実施して、その最後の仕上げを期する。

(二) 指導方法

(A) 民事裁判

判決の起案講評及び実務に関する問題研究を主眼とし、前期の場合に準じ修習を指導する。
もつとも、起案事件については、前期に使用したものとは別な法律問題を含み、事実認定についても問題のあるものを選び、特に事案の見方、各証拠の価値判断、それに基いて生ずる結論の当否の点について考慮を払い、民事裁判官として法律判断のほかに事実の認定の重要性を体得させる。

(B) 刑事裁判

判決の起案講評及び実務に関する問題研究を主眼とし、前期の場合に準じ修習を指導する。

もつとも、起案事件については、前期の場合に比しより複雑困難なものを見出し、かつ原則として在序即日起案とし、すでに修得した知識に基き、もつばら自己の判断により事件を処理する能力を養うように指導する。

第二節 試験

各期における指導は、左の要領による。

一、司法研修所における前期指導期間

(一) 指導目標

検察実務に関する基本的一般的知識を与へ、もつて検察に対する関心と理解を持たせることを目標とする。

(1) 講義

教官担当のもとに、まず主として「検察講義案」を教材として、検察の沿革、検察精神、検察機構、検察事務等について概説的説明を行い、検察全般にわたる理解を与えたうえ、統いて修習記録等を併用しながら、検察官の職務の本体をなす事件の検査方法（検査手続、検査書類の作成を含む）、事件処理、公判手続の立会（上訴手続を含む）等につき具体的に解説する。

なお、事件処理上通常理解を必要とする特別法（例えば少年法、暴力行為等处罚に関する法律、盗犯等の防止及处分に関する法律等）、確定判決に基く各種執行事務一般についても概説的説明を行う。

(2) 檢察起案及び講評

教官担当のもとに、修習記録を使用して起訴状又は不起訴裁定書を作成させる（四件位）。

これには事実の認定、法律の適用について問題点が多く、しかも検察実務上発生することの多い事件を選び、事案に対する検察官としての円満妥当な判断力の涵養に努め、あわせて起訴便宜主義の真髓を体得せりよう指導する。事案に因連して生ずる法律問題の検討も怠らない。

なお、起案は、あらかじめ自宅において必要な判例学説を涉獥検討するに充分な余裕をもつて行うものと、すでに修得した知識に基づきもつばら自己の判断により事件を処理させる在院即日起案の双方を、適宜案配して行う。

(3) 演習

教官担当のもとに、修習記録、実務問題集等を教材として、講義並びに検察起案を補足するため、検察実務上の諸問題について演習を行う。

II、実務修習地における指導期間

(1) 指導目標

司法研修所前期の指導をうけて、検察官における検察実務の実体を体得させ、もつて検察の伝統とふんいきに沿させて、検察に対する理解を深めるとともに、実際の事件処理を通じて検察官として必要な心構えを体得させることを目標とする。

(2) 指導方法

司法修習生の修習の委託を受けた各検察庁は、必ず一名ないし数名の指導担当検察官を定め、一定の指導計画のもとに最も能率的にその指導にあたる。

(3) 指導の範囲及び方針

(1) 実務の指導にあたっては、性質上研修所で行いがたいもの、すなわち実際事件の捜査、処理、公判立会、検察事務等について、検察官として必要な理解を得させることを主眼とし、しかもその簡単なる技術的指導にとどまらず、検察の不羈独立、警察指揮等検察に関する重要な問題について、検察官として必要な心構えを体得させることを心がける。

(2) 実際事件の処理は、刑法犯を中心としたべく各種罪名にわたり合計二十五件位を処理させることを標準

とし、その三分の一は起訴事件とする。その他強盗、殺人、放火等重要事件についても、支障のないかぎり、検視、検証、取調べ等の要領を修得させることにする。

- (3) 事件の捜査については、特に取調べ技術、主要犯罪捜査要領、証拠収集方法、捜査書類作成要領を中心にして、指導担当検察官において、個々の事件を通じて指導するほか、隨時指導担当検察官又は他の検察官より講義し、あるいは共同研究会を実施して指導を行う。
- (4) 事件の処理については、特に事件の真相を把握、見透しの体得、証拠の価値判断、起訴不起訴処分決定の基準の体得、事件報告の要領等を重点として指導し、検察官として必要である迅速な決断力と円満妥当な判断力等を養成体得させることを主眼とする。
- (5) 公判の立会については、検察官として公判に臨む心構え、態度等について理解させた上、冒頭陳述の起案、提出証拠の整理、尋問事項書の起案、論告要旨の起案等をさせ、あるいは証人尋問技術について指導し、もつて公判立会の要領を修得させるとともに、これを通じて検察官の公判における活動の重要性を認識させる。
- (6) その他検察業務に関する研究会を行い、執行、令状、訴訟品等検察事務全般について、講義、見学その他適切な方法によりその取扱を修得させ、また警察、刑務所に対する指揮及び連絡、裁判所との連絡、上級検察庁に対する報告、他検察官との共助等についても適宜その要領を指導し、もつて検察機構全般の有機的企画的活動の実体を理解させる。

III、司法研修所における後期指導期間

(1) 指導目標

検察に関する総合的最終的指導を施し、すでに修得した検察実務の理論的、実際的理解を完たからしめることを目標とする。

(1) 指導方法

修習記録による起案及び講評と、検察実務に関する問題の研究討論とを主とし、なお、前期及び実務修習地の修習に対する補足的講義を行い、検察修習の総仕上げを期する。起案事件については、前期の場合よりも複雑困難なものを見び、かつ在所即日起案を多くし、検察官として必要である迅速妥当な処理能力の養成に努める（四件位）。

第三節 弁護

各期における指導は、左の要領による。

一、司法研修所における前期指導期間

(1) 指導目標

民事、刑事に関する一般弁護实务の基本を修得させ、もつて弁護に対する関心と理解を持たせることを目標とする。

(2) 指導方法

(A) 民事弁護

講義

(1) 事件の受任から保全処分の申請又は訴の提起まで、並びに訴の提起から判決までの訴訟の進展経過を、訴訟代理人の立場から解説し、請求の趣旨及び原因、認否、抗弁、立証責任等民事訴訟法上の諸原則の実際的意義を修得させる。なお、強制執行、調停、家事裁判等に関する実務の概要も修得させる。

(2) 起案及び講評

修習記録により訴状、答弁書、準備書面、契約書等を作成させ、これに対する講評を行い、法律構成の仕方、攻撃防禦方法の提出の仕方等基本的訓練を行う。

(3) 討論及び講評

訴訟事件を対象として、訴訟代理人の立場から請求の趣旨及び原因、認否、抗弁、立証方法等につき討論をさせ、これに対する講評を行い、講義、起案及び講評と相まって訴訟事件に対する基本的訓練を行う。

(B) 刑事弁護

講義

(1) 公訴の提起から判決までの訴訟の進展経過を解説し、刑事弁護人の立場から公訴事実に対する陳述、証拠申請、被告人及び証人に対する尋問、証拠の認否、最終弁論等刑事訴訟法上の重要な訴訟行為の実際的意義を修得させる。

(2) 起案及び講評

修習記録により弁論要旨、控訴趣意書、上告趣意書を作成させ、これに対する講評を行い、書面作成に關する基本的訓練を施し、その理論と技術を指導する。

(3) 討論及び講評

刑事案件における实体法及び手続法に関する問題を提供して討論させ、これに対する講評を行い、講義、起案及び講評と相まって刑事案件に対する基本的訓練を行う。

二、実務修習地における指導期間

(1) 指導目標
司法研修所前期の指導をうけて、民事及び刑事に関する弁護实务の実体を修得させるとともに、これを通じ弁護士の使命及びその職務の理解を深めることを期する。

(2) 指導方法及び方針
司法修習生指導要綱 弁護（実務）

(1) 弁護士会で選任した指導担当弁護士により、事件の受任から終結にいたるまでの進展経過の実体を、裁判所及び裁判所外において具体的に指導体得させ、特に法廷における弁論を見学させ、依頼者との面談の際に同席させ、また受任した既済未済の訴訟記録を閲覧研究させる。

(2) 右と併行して、弁護士会司法修習委員会において、特別講義、討論、起案、座談会、見学、模擬裁判等を適宜行う。

(3) 弁護士会司法修習委員会と各指導弁護士間及び各指導弁護士相互間に緊密な連絡をとり、民事弁護と刑事弁護の修習がその一方に偏らないよう指導する。

（三）指導の範囲

前記方針に基いて、指導担当弁護士と弁護士会司法修習委員会との協調のもとに、おおむね左の事項について指導する。

（A）民事弁護

- (1) 弁護士倫理
- (2) 民事訴訟第一、二審、上告審、保全処分、強制執行、調停、家事審判事件
- (3) 商事、非訟、商業登記及び不動産登記事件
- (4) 契約書、鑑定書等の起案

（B）刑事弁護

- (1) 刑事訴訟第一審、控訴審、上告審における各種書類の起案
- (2) 身柄拘束中の被疑者又は被告人との面接その他弁護権の行使方法

三、司法研修所における後期指導期間

（一）指導目標

前二期間ににおいて、弁護士の立場にあつて修得した民事事件及び刑事案件の理論的実際的理解について全般的な調整を図りながらその総合的最終的指導をする。

（二）指導方法

前期指導に準じ、左の要領による。

- (1) 講義
- (2) 起案及び講評
- (3) 討論及び講評

第四節 捕 则

第一 司法研修所においては、実務に関する修習に資するため、

- (1) 講記会計学、刑事政策、法医学、精神病学、犯罪心理学等のいわゆる補助科学及び外国法についての専門家による講演
- (2) 英米証拠法、コンツェルン法、鑑識学、行刑司法保護等実務上参考となる特殊の事項についての特別講義
- (3) 全国における事件処理状況等法律実務の実情についての関係当局の実務家による講演
- (4) 先輩法曹の講演又は座談会
- (5) 教判傍聴、証券取引所、手形交換所、刑務所、科学検査研究所等実務に關係のある中央の施設の見学等を行う。

第二 各配属府は、その地の実情に応じ、前項に準じて、講演見学等を行う。

第三 本要綱の実施にあたつては、各配属府の実情に即して、本要綱の定める趣旨に反しないかぎり、適切妥当な修正を施しても差支えないものとする。

一 司法修習生考試委員会規則

(昭和二四年三月八日
考試委員会可決制定)

改正

二六・一〇・二六 (考試委員会可決)

第一条 司法修習生考試委員会（以下委員会といふ）
に關しては、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）に定めるもの外、この規則の定めるところによる。

第二条 委員会は、委員長が、これを招集する。

委員長は、會議の議長となり、議事を整理する。

第三条 委員会の會議は秘密とする。

第四条 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、會議を開くことができない。

第五条 委員会の幹事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、委員長が、これを決する。

第六条 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

幹事は、最高裁判所人事局長を以て、これに充てる。
幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第八条 委員会に書記五人を置く。

書記は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命ずる。

第九条 この規則及び司法修習生に関する規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

一二 司法研修所松戸分室在寮準則 (昭和四十三年一月一日施行)

裁判所の序合等の管理に関する規程（昭和四十三年最高裁判所規程第四号）第二条第四項の委任に基づき、同規程第十九条によつて司法研修所松戸分室在寮準則を次のとおり定める。

第一条 この準則は、司法研修所松戸分室（以下「寮」という。）が主として司法研修所における研修、研究、修習をする者の研修等のための滞在の用に供するものであることにかんがみ、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

在寮者は、寮設置の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

第二条 入寮しようとする者は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならぬ。

第三条 在寮者は、寮設置の目的を尊重し、他人の勉学、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

